



A T Mのお支払限度額の引き下げについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび当組合では、お客様の大切なご預金を頻発する詐欺や盗難、偽造カードによる不正引き出し等からお守りするため、令和2年12月18日より当組合発行のキャッシュカードによる『A T Mでの1日あたりの現金のお支払限度額』を80歳以上のお客様におかれましては一律50万円に引き下げさせていただきます。

なお、当組合A T Mでは『1日あたりの現金のお支払限度額』を1千円から200万円までの範囲で任意の金額（千円単位）に設定変更することも可能です。 増額・減額をご希望されるお客様は、お届印、本人確認資料をご持参のうえ当組合窓口でご変更のお手続きをお願い申し上げます。

お客様にはご迷惑をお掛けいたしますが、なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

